

# 避難所運営マニュアル

災害のときの避難所運営の手引き

平成29年3月

鳴門市

## 【目次】

<b>1章 事前対策</b> .....	1
1 運営の基礎知識 .....	2
2 運営の事前準備 .....	7
<b>2章 初動対応</b> .....	14
1 初動対応 .....	15
2 組織の立ち上げ .....	21
<b>3章 運営</b> .....	26
1 各活動班による活動 .....	27
2 『総務班』の役割 .....	28
3 『情報広報班』の役割 .....	33
4 『施設管理班』の役割 .....	36
5 『食料・物資班』の役割 .....	42
6 『救護班』の役割 .....	49
7 『衛生班』の役割 .....	51
8 要配慮者の支援 .....	56
<b>参考資料・様式</b> .....	59
1 参考資料 .....	60
2 各種様式 .....	66

## 【 避難所運営マニュアルの使い方 】

### 本マニュアル作成の目的

本マニュアルは、避難所に関する基本的な考え方、避難所組織のあり方や活動内容をまとめたものであり、災害発生時の対応及び事前準備を行う際に参考にしていただくよう作成したものです。

本マニュアルを基本として、必要に応じて、各地域の特徴にあった内容に修正・更新し、災害発生時に円滑な避難所運営が実施できるように努めましょう。

### 本マニュアルの対象

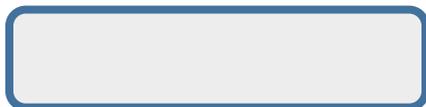
本マニュアルは、自主防災会のリーダー等を対象として、避難所の運営に関わる対応等を整理したものです。

### 本マニュアルの範囲

本市では、災害発生時に危険から身を守るために一時的に避難する「避難場所」と、一定期間、避難生活を送るための「避難所」を指定しています。

本マニュアルは、このうち、「避難所」の運営に関わる対応について示したものです。

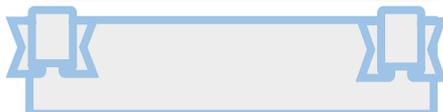
### マニュアルの表記



その項目で説明している事項の要点を記載しています。



マニュアルの本文であり、対応方針や対応方法を記載しています。



マニュアルの本文を補足する内容や気をつけることなどを記載しています。



東日本大震災で得られた課題や教訓を記載しています。

## 【 本マニュアルの構成 】

### 避難所運営マニュアル

#### 1章 事前対策

あらかじめ知っておくべきことや地域で事前に準備すべきことを記載しています。

#### 2章 初動対応

避難所の開設から運営が本格化するまでの対応を記載しています。

#### 3章 運営

避難所の運営が本格化した際の対応や、要配慮者に対する支援等について記載しています。

#### 参考 資料・様式

避難所の運営に関わる参考資料や、各種様式を整理しています。

# 1章 事前対策

1 運営の基礎知識	2
(1) 運営の基本方針	2
(2) 避難所の定義	3
(3) 運営に関わる構成員の役割	4
(4) 運営の基本的な流れ	5
(5) 運営にあたり気をつけること	6
2 運営の事前準備	7
(1) 日頃からの話し合い	7
(2) 運営体制の強化・充実	11

「1章 事前対策」では、避難所の運営にあたり、マニュアルを有効に活用するために、あらかじめ知っておくべきことや、地域で事前に準備すべきことを整理しています。

いつ起こるか分からない災害や避難所運営の対応に備えて本マニュアルの内容を十分に理解し、避難所運営の関係者の間で共有しましょう。

## 1 運営の基礎知識

### (1) 運営の基本方針

#### 避難所は地域住民による自主運営が基本

- ◆大規模災害時には、行政自身も被災し、また、災害対応業務に追われるため、市職員だけで避難所運営にあたることは非常に困難です。

こうしたことから、円滑な避難所運営を行うためには、避難者自らによるお互いの助け合いや協働の精神に基づき、自主的な運営を目指すことが重要であると考え、本市では、市職員や施設管理者は、後方支援的に協力し、自主防災組織や自治会・町内会または避難者といった、地域住民による『自主運営』を基本とします。

#### 東日本大震災の教訓を反映

- ◆東日本大震災では多くの方が避難者となり、避難所運営において、様々な課題や教訓が得られました。
- ◆東日本大震災で整理された課題や教訓を踏まえ、円滑な避難所運営ができる対応が必要です。

#### 様々な立場の方に配慮した避難所づくり

- ◆要配慮者※が安心して避難生活が送れるよう、配慮の行き届いた避難所づくりを目指します。
- ◆男女双方の視点をふまえ、個人のプライバシーを重視するなどの配慮が必要です。

※ 高齢者、障がいのある方、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人

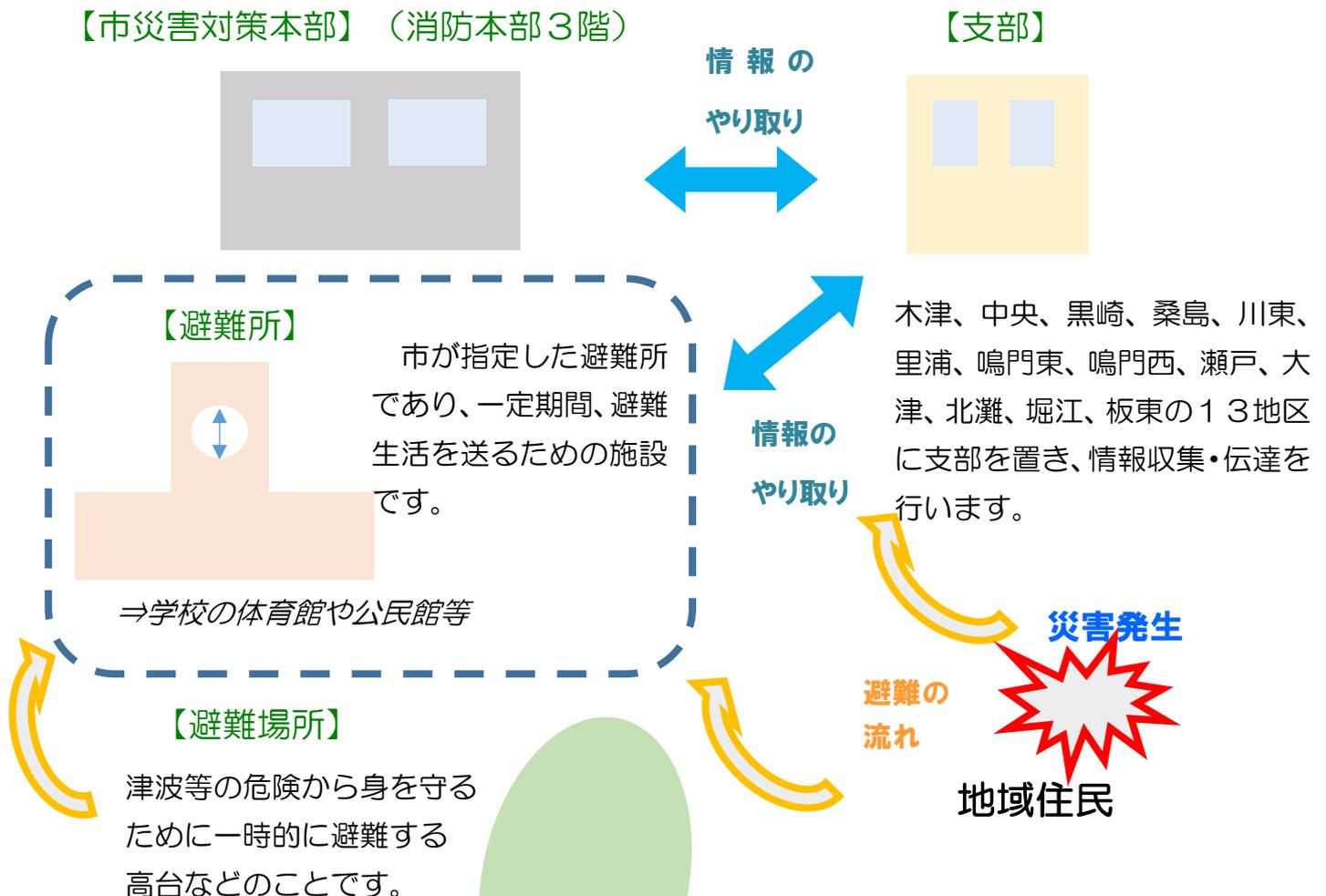
# 1 運営の基礎知識

## (2) 避難所の定義

### ア 避難所とは

- 市が指定した避難所です。《P60 資料(1)指定避難所一覧参照》
- 自宅が被災した住民等を収容し、一定期間、避難生活を送るための施設です。
- 支部機能を有した施設があります。

### イ 避難所と関連施設との関係



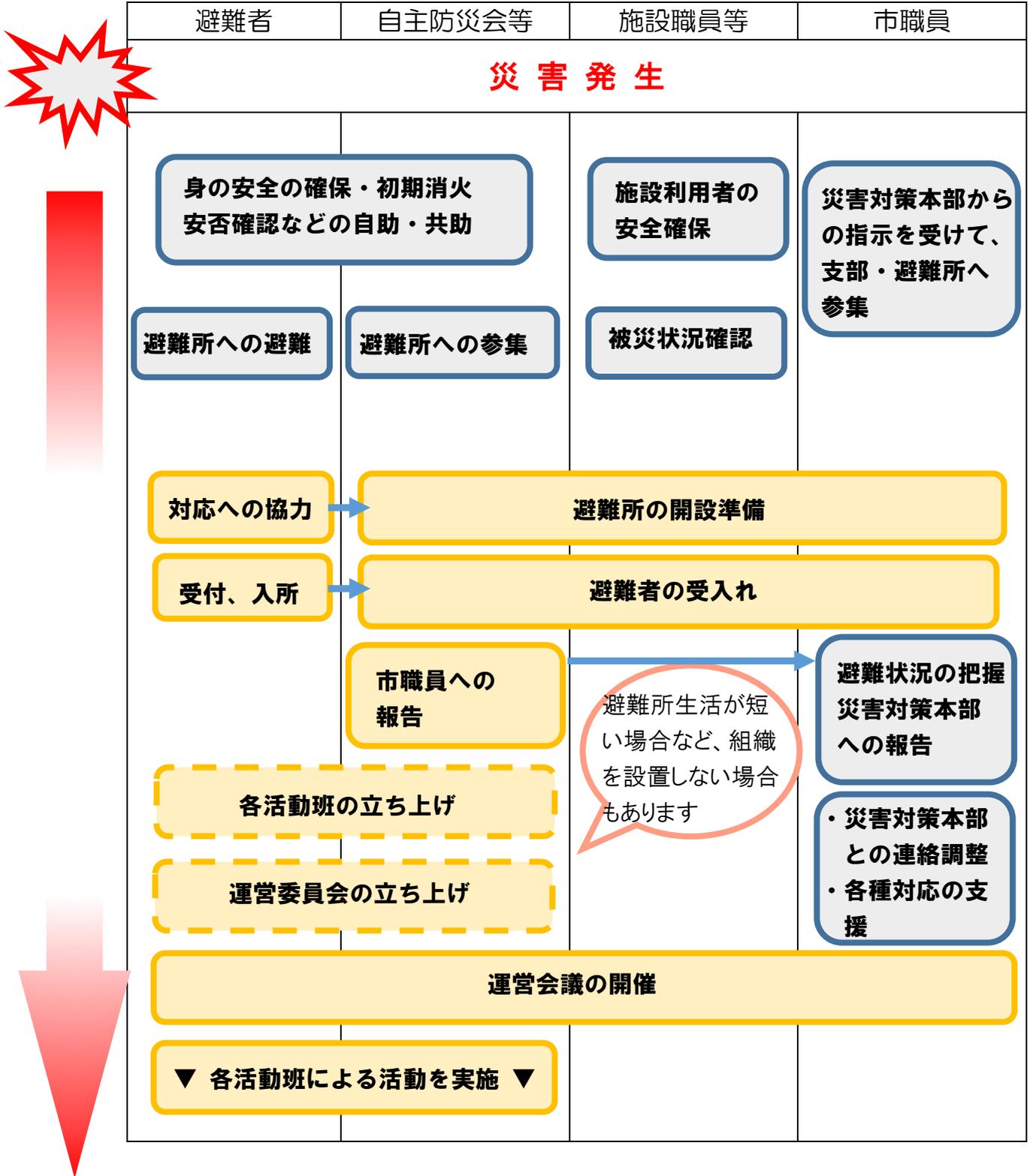
## 1 運営の基礎知識

### (3) 運営に関わる構成員の役割

構成員		運営における基本的な役割
地域	自主防災会、自治会、町内会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の力及び組織力を発揮し、<b>避難所運営の中心を担います。</b></li> <li>■自身に避難所生活の必要がない場合でも、<b>積極的に避難所運営に関わりましょう。</b></li> </ul>
	避難者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■避難所開設の際は、自主防災会等や市職員の指示に従って協力します。</li> <li>■運営が本格化した際は、避難所運営組織として、それぞれ与えられた役割を担当します。</li> </ul>
市 ・ 施設	支部（市職員）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域における情報収集・伝達の拠点として、避難所や市災害対策本部との情報連絡を担います。</li> <li>■避難所に派遣された市職員は、円滑に運営できるよう支援します。</li> </ul>
	施設職員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日頃から運営委員会と連携し、避難所施設の利用等に関して地域と協議します。</li> <li>■災害発生時には、地域や市職員と連携して、避難所の運営を支援します。</li> </ul>

# 1 運営の基礎知識

## (4) 運営の基本的な流れ



## 1 運営の基礎知識

### (5) 運営にあたり気をつけること

#### ア 在宅避難者や車中泊避難者への対応について

- 大規模な災害が発生した際には、多くの方が在宅避難者や車中泊避難者となることが予想されます。
- 在宅避難者や車中泊避難者から支援の申出があった場合、支部と連携し、支援が行き届くように配慮します。
- 県・市職員や民生委員・児童委員と協力し、避難所のまわりを巡回するなど在宅避難者や車中泊避難者の把握に努めるようにします。

#### イ 居住者以外の人への対応について

- 居住者以外の方は、一時的な滞在となる可能性が高いため、地域の人とは分けて受け入れるようにします。
- 居住者以外の人にも各種情報が漏れなく伝えられるよう配慮します。



### 在宅避難者等の対応(課題と教訓)

#### 東日本大震災での課題

- 在宅避難者や車中泊避難者の所在等の把握が困難であり、食料・物資の支援等で課題が生じました。

#### 教訓

- 在宅避難者等は、食料・物資や情報の提供を受けるために、自ら避難所に申出を行い、登録するなどの対応が必要となります。

## 2 運営の事前準備

### (1) 日頃からの話し合い

災害時に円滑に避難所運営ができるよう、日頃から避難所運営について、地域で話し合います。

話し合った内容は、『地域での確認事項』の様式に記録し、地域内で共有します。

#### ア 避難所での初動対応の手順を確認します

- 地域の支部や避難所を確認しましょう。
- 避難所施設や備蓄倉庫等の鍵の管理体制（保管場所、解錠の担当者等）を確認しましょう。
- 施設の開門・解錠、安全確認等の手順を確認しましょう。

#### イ 避難所生活ルールを作成します

- 本マニュアルの『避難所生活ルールの例』（P8・9）を参考に、地域ごとのルールを作成しましょう。
- 『確保することが望ましい部屋・場所の例』（P.18）を参考に、避難所施設の利用可能場所と利用方法を確認しましょう。
- 避難所施設の利用可能場所や利用方法については、施設職員等に確認を求めるようにしましょう。

## 2 運営の事前準備

### 避難所生活ルールの例（その1）

#### 【生活時間】

- 規則正しい生活のため、生活時間のルールを定めます。
  - ・起床 ・消灯 ・食事（朝、昼、夕） ・運営会議

#### 【生活空間の利用方法】

- 居住空間は、可能な限り世帯ごとで区切って使用します。
- 居住空間は土足禁止とし、脱いだ靴は各自で保管します。
- 共有空間は、使用する用途によって屋内外に確保します。
- 来客の面会は、原則として共有空間や屋外とします。
- 喫煙は、所定の場所以外では禁止とします。
- 「立入禁止」、「注意事項」等の指示には従ってもらいます。
- 退所や外泊等の際には、必ず受付で手続きを行います。

#### 【食事】

- 食料の配布は、原則として各世帯単位で行います。
- 食器は可能な限り、食器用洗剤や消毒剤による流水洗浄を行います。しかし、水の確保が難しい場合は、使い捨ての容器を利用したり、食器にラップを貼って使い回し対応します。
- 体調不良（腹痛、下痢、嘔吐、発熱、咳、発疹等）や手指に傷のある人は、調理に携わらないようにします。

#### 【プライバシーの保護】

- 居住空間や世帯スペースは、みだりに立ち入ったりのぞいたりしないようにします。
- 居住空間での個人用テレビ・ラジオは、周囲の迷惑とならないように配慮し、適切な音量で使用します。
- 携帯電話での通話は、周囲の迷惑とならないように配慮し、また、消灯後には居住空間での使用を控えます。

## 2 運営の事前準備

### 避難所生活ルールの例（その2）

#### 【清掃・衛生管理】

- 世帯スペースは、原則として各世帯が責任を持って清掃します。
- 共有部分については、避難者全員が協力して清掃します。
- 1日に1回以上は、避難所全体の換気を行います。
- トイレの使用方法を厳守し、環境美化、清掃、消毒に協力します。
- ペット飼育場は、飼い主が協力し合い、定期的に清掃します。

#### 【洗濯】

- 洗濯は、原則として各世帯単位で行い、順番に実施できるように配慮します。
- 洗濯機や物干し場等の共有空間については、長時間の占有を避けるなど、他の人の迷惑にならないようにします。

#### 【ごみ処理】

- 各世帯のごみは、責任を持ってごみ集積場に捨てます。
- 共同作業で発生するごみは、担当者が責任を持って捨てます。
- ごみは、必ず分別します。
- 汚物・吐物等処理したごみは、内容物が漏れないように密閉します。

#### 【感染症対策】（インフルエンザ、ノロウイルス等）

- 腹痛、下痢、嘔吐、発熱、咳、発疹等がないかを毎日把握し、感染症等の疑いがある場合は速やかに支部に報告します。
- 感染症予防のため、食事前やトイレ後は、必ず流水での手洗い、アルコール消毒液の手指への擦り込みを行い、うがいや歯磨き、入浴に努めます。
- トイレ、床面、屋外を消毒する場合に必要な消毒剤は、支部等に調達を依頼します。

## 2 運営の事前準備

### ウ 避難所運営における役割分担を確認します

- 避難所運営に関わる構成員を確認しましょう。
- 地域住民、市職員（支部職員）、施設職員等の運営に関する役割分担を確認しましょう。
- なお、地域住民による『自主運営』が基本であり、市職員や施設職員等は、円滑に運営できるよう支援します。

### 日頃からの話し合いにあたって

#### 【定期的な実施】

- 避難所運営に関する話し合いは、地域住民間で、できる限り定期的に行いましょう。

#### 【マニュアルの修正・更新】

- マニュアルは、必要に応じて、各地域の特徴にあった内容に修正・更新しましょう。

#### 【関係者間での共有】

- 話し合った内容は、『地域での確認事項』の様式に記録し、掲示板等を通じて周知するなど、日頃から避難所運営の関係者の中で共有しましょう。《様式<sup>(3)</sup> 地域での確認事項》

### エ 女性の意見を取り入れる仕組みを作ります

- 女性自身の視点から、避難所運営を実施するために、運営委員会への女性の参画を促しましょう。運営委員の4割以上が、女性であることを目指します。
- 生理用品や更衣室、授乳室の必要性等に配慮することで、多くの人が安心して、過ごすことができる環境を維持できます。

## 2 運営の事前準備

### (2) 運営体制の強化・充実

円滑な避難所運営を行うため、日頃から運営委員会を立ち上げ、役割等を確認しておきます。

また、市や各種団体等が実施する自主防災会のリーダー研修等に積極的に参加し、防災に関する知識や対応能力を向上させます。

#### ア 運営委員会を立ち上げます

- 自主防災会等が中心となり、避難所ごとに運営委員会を立ち上げましょう。
- 日頃から、運営に関する話し合いや防災訓練等を行いましょう。

#### 運営委員会とは

- 災害時に、避難所運営に関する意思決定を行う組織です。
- 日頃から自主防災会等が中心となり組織し、災害時には、避難者の代表者を構成員に加えて、各種活動を行います。

#### 主な役割

- 【平 時】
  - 運営に関する事項の確認（日頃からの話し合い）
  - 避難所生活ルールの作成、役割分担の確認
- 【災害時】
  - 避難所生活ルールの調整
  - 避難者の意見・要望の調整
  - 運営会議での話し合い

## 2 運営の事前準備

<運営委員会の組織図の例>

### 運営委員会

#### 委員会の構成員

- 【平時】・自主防災会
- ・自治会・町内会
- ・その他必要に応じて選出
- 【災害時】・上記に加えて、避難者の代表者を選出

会長・副会長

運営委員会

活動班

班長

総務班

班長

情報広報班

班長

施設管理班

班長

食料・物資班

班長

救護班

班長

衛生班

班長

〇〇班

## 2 運営の事前準備

### イ リーダー研修等に積極的に参加します

- 市や各種団体等が実施する自主防災会のリーダー研修等に積極的に参加し、災害時の対応等について学びましょう。

### ウ 使用する物資等を準備します

- 避難所の設備や地域で備蓄している物資等は、定期的に点検し、数量や使用可否等を確認しておきましょう。
- 避難所の設備の点検は、市職員や施設職員等と協力して実施しましょう。

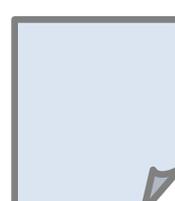
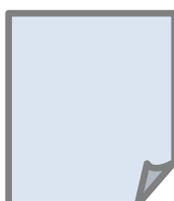
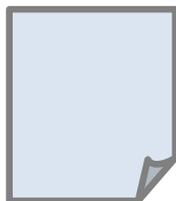
### エ 使用する様式や掲示物等を事前に作成します

- 本マニュアル「参考 2 各種様式」等を参考に、「避難所生活ルール」等の掲示物や避難所運営で使用する各種様式等を事前に作成しておきましょう。
- 作成したものは、備蓄物資等と一緒に保管しておくなど、災害時にすぐに使えるようにしておきましょう。

避難所生活  
ルール

施設内の  
配置図

各種様式



# 2章 初動対応

1 初動対応	15
(1) 初動対応の流れ	15
(2) 開設準備	16
(3) 避難者の受入れ	19
(4) 支部への報告	20
2 組織の立ち上げ	21
(1) 組織の立ち上げの流れ	21
(2) 各活動班の立ち上げ	22
(3) 運営委員会の立ち上げ	23
(4) 運営会議の開催	25

「2章 初動対応」では、避難所の開設から運営が本格化するまでの間に実施する、開設や組織の立ち上げなどの初動対応を整理しています。

対応内容を事前に確認しておくとともに、災害発生時には本マニュアルを活用し、円滑な初動対応に努めてください。

# 1 初動対応

## (1) 初動対応の流れ

開設は、市職員や施設職員等と協力して対応します。

避難者を受け入れる前に、建物の安全点検を行います。避難者の安全確保のため、施設のまわりの安全確認を行います。避難者の受入れの際は、受付にて必要事項の記入を求めます。

避難所の開設が完了した後、支部に報告します。

<初動対応の流れ>

### 開設準備

- ア 施設の開門・解錠
- イ 建物の安全点検※
- ウ 施設のまわりの安全確認
- エ 使用する部屋・場所の確保
- オ 受付の設置
- カ 設備・物資等の確認

※地震災害時の対応

### 避難者の受入れ

- ア 避難者の受入れ

『様式(1) 避難者受付簿』を活用

### 支部への報告

- ア 支部への報告

『様式(2) 避難所状況報告書』を活用

避難者の  
受入れ開始

## 1 初動対応

### (2) 開設準備

避難所開設、避難者の受入れの前は、建物及び施設のまわりの安全確認や使用する部屋・場所の確保等、様々な対応が必要になります。

早期に避難者を受け入れられるように、市職員や施設職員等と協力して対応にあたりましょう。

#### ア 避難所施設を開門・解錠します

- 施設の開門・解錠は、原則として、市職員または施設職員等が行います。市職員や施設職員等が近くにいない場合や、急を要する場合は、事前協議に基づき地域で実施します。
- 施設の安全が確認されるまで、避難者を外の安全な場所に、居住地区や町内会単位でまとまって待機するよう誘導します。

#### イ 建物の安全点検を行います（地震災害時の対応）

- 避難所の施設に入る前に、建物の安全点検を行います。市職員や施設職員等が近くにいる場合は協力を求め、一緒に実施します。

- 建物の壁や柱にひび割れ等はありませんか。
- 建物の沈下や傾斜等はありませんか。
- 床の被害や天井、照明器具等の落下はありませんか。

- 少しでも建物状況に危険がある場合は、支部へ報告します。
- 危険が確認された箇所は立入禁止とし、貼り紙やロープ等によって明示します。

## 1 初動対応

### ウ 施設まわりの安全確認を行います

- 施設まわりの安全確認を行います（土砂災害や地盤の沈下の有無等）。また、津波、漂流物、火災等の状況を確認します。
- 二次災害のおそれがある場合は、別の安全な避難所へ移動します。

### 安全点検・確認の際に気をつけること

【定期的な実施】

- 危険な箇所に注意しながら、できる限り、2人以上で実施しましょう。
- 安全点検・確認の際は、実施する人の安全確保を第一に考えましょう。
- 「二次災害のおそれ」の判断が難しい場合には、別の安全な避難所への移動を検討しましょう。
- 安全点検は、臨時的なものであり、少しでも建物状況に危険がある場合は、支部に連絡し、できる限り早く、被災建築物応急危険度判定士による判定を受けてください。

### エ 使用する部屋・場所を確保します

- 居住空間や避難所の運営に必要な部屋・場所を確保し、使用目的や注意事項を、掲示板等を通じて周知します。
- 使用禁止とする部屋・場所には「使用禁止」の貼り紙をし、避難者が入らないようにします。
- 使用する部屋・場所は清掃し、落下物や破損物、使用の妨げとなるものを撤去します。

## 1 初動対応

### 確保することが望ましい部屋・場所の例

#### 【避難所運営用】

- 運営本部：電話等の情報機器が使用可能な場所を活用
- 広報場所：確認しやすい場所に掲示板等を設置して活用
- 会議場所：黒板やホワイトボード等を設置して活用

#### 【避難生活用】

- 調理室：調理室や給食室等を活用
- 更衣室：プライバシー保護のため男女別に確保
- 救護室：医務室や保健室等を活用  
※医療救護所を設ける避難所は除く
- 物資配布所：屋根のある場所やテントの中などで対応
- 物資保管室：直射日光が当たらない施設可能な場所を活用
- 福祉避難室：暑さ・寒さ対策にできるだけ配慮された部屋等に、車椅子や簡易ベッド等を準備して活用（P.58を参照）
- 授乳室：個室や居住空間から離れた場所等を活用

#### 【屋外】

- 仮設トイレ：居住空間から離し女性や要配慮者に配慮して設置
- ごみ集積場：ごみ収集車が入りやすい場所に設置
- 喫煙場所：居住空間から離れた屋外に設置
- 駐車場：必要最小限の場所を確保
- ペット飼育場：ペットを連れた避難を考慮し必要に応じて設置

### オ 避難所の受付を設置します

- 入口付近に机、いす、筆記用具、避難者受付簿等を用意します。
- 受付付近では、避難所として利用する部屋・場所や避難所生活ルールを、掲示板等を通じて周知します。

## 1 初動対応

### カ 設備や物資等を確認します

- 避難所運営の事務作業等に必要となる設備や物資は、備蓄倉庫の備蓄品や施設の備品等を活用して確保し、使用可否を確認します。
- ただし、ガソリン等の備蓄倉庫で保管できないものは、支部に要請します。

### 市や地域で、備えておくことが望ましい物資の例

#### 【設備等】

- 電話      ■パソコン      ■ラジオ、テレビ
- 拡声器   ■照明器具   ■非常用発電機

#### 【物資・機材等】

- 長机、いす   ■筆記用具   ■ガムテープ（名札等に使用）
- 各種様式   ■燃料、電池等   ■掲示板（ホワイトボード等）

### (3) 避難者の受入れ

避難者の受入れの際は、受付にて必要事項の記入を求め、避難者が管理できるようにします。また、避難所生活ルールを周知します。

### ア 避難者を避難所に受け入れます

- 受付で、『避難者受付簿』への必要事項の記入を求めます。

《様式(1) 避難者受付簿》

- 掲示板等に貼り出している避難所生活ルールについて説明し、ルールに則った避難生活を送るよう周知します。

## 1 初動対応

### (4) 支部への報告

避難所を開設したこと、現在の状況等を支部へ報告します。  
 情報は、可能な限り正確に伝える必要があります。報告手段を複数用意し、電気や各種情報手段が停止した場合に備えましょう。

#### ア 避難所の状況を支部へ報告します

- 『避難者受付簿』等から分かる範囲で、避難所の開設日時や避難者のおおよその人数、避難所の状況等を『避難所状況報告書』に整理します。

《様式(2) 避難所状況報告書》

- 上記様式を使用して、支部に避難所の状況を報告します。

### 報告手段の優先順位の例

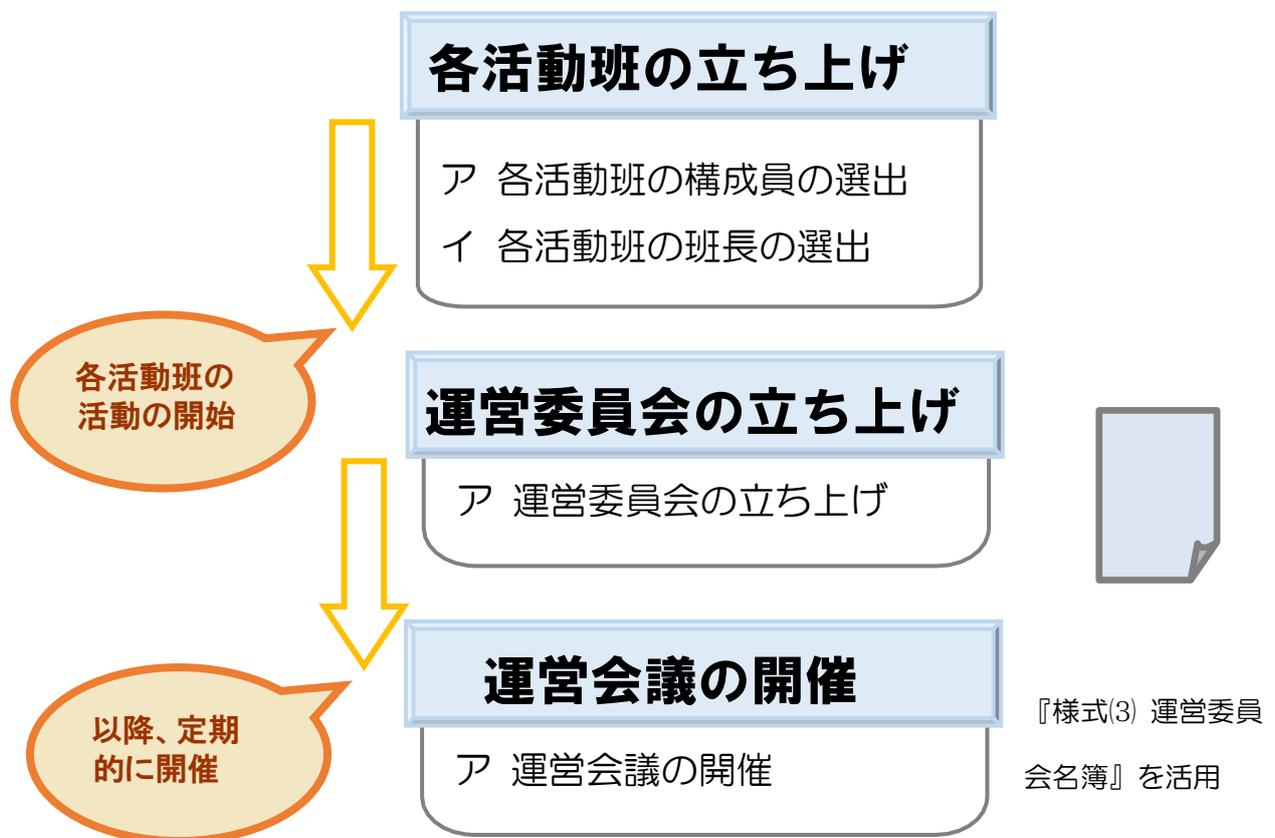
- 第1 : 市職員への直接報告  
 市職員が派遣されている場合は、避難所状況報告書を直接手渡し口頭で状況を報告します。
- 第2 : 電話・FAXでの報告（電気が使用できる場合）  
 FAXが使用可能な場合、支部に避難所状況報告書を送信します。  
 電話の場合、様式に従って口頭で報告します。
- 第3 : その他  
 上記の手段が使用できない場合は、最寄りの支部・市の施設等に直接赴き、状況を報告します。

## 2 組織の立ち上げ

### (1) 組織の立ち上げの流れ

各種活動を分担して実施する『各活動班』を選出します。  
 運営の中心を担う『運営委員会』を立ち上げます。  
 定期的に運営会議を開催し、運営について話し合います。

<組織の立ち上げの流れ>



○各種対応は各世帯単位で行うことを基本としますが、避難者が多いなど、世帯単位での対応が困難な場合は、居住地区ごとにグループ分けすることも有効です。

## 2 組織の立ち上げ

### (2) 各活動班の立ち上げ

活動班は、避難所運営で必要な各種活動を分担して実施する組織です。自主防災会等が中心となり、避難者とともに組織します。

#### ア 各活動班の構成員を選出します

■避難所の状況から必要な活動班を検討し、構成員を選出します。

#### イ 各活動班の班長を選出します

■各活動班が確定したら、班ごとに「班長」を1人選出します。

<b>総務班</b>	運営委員会の事務局業務や支部との連絡調整等の活動	 <p>避難者の中から各活動班を選出</p> <p>○全ての班の立ち上げが困難な場合、「総務班」「施設管理班」「食料・物資班」を優先します。</p> <p>○ここで示す体制に限らず、柔軟に組織します。</p>
<b>情報 広報班</b>	情報の収集・伝達等に関する活動	
<b>施設 管理班</b>	避難所の施設管理や避難者の名簿管理等に関する活動	
<b>食料・ 物資班</b>	食料・物資の受入れ、管理、配布等に関する活動	
<b>救護班</b>	避難者の救護、健康管理等に関する活動	
<b>衛生班</b>	生活用水の確保、トイレ・ごみ等の衛生に関する活動	

## 2 組織の立ち上げ

### (3) 運営委員会の立ち上げ

事前に確認した役割分担を踏まえ、避難所運営の中心を担う組織である運営委員会を立ち上げます。

#### ア 運営委員会を立ち上げます

- 運営委員会を立ち上げ、会長、副会長及びその他の委員を選出します。
- 構成員に負担が集中しないよう、交代制での対応を図ります。

《様式(3) 運営委員会名簿》

#### ＜運営委員会の役割＞

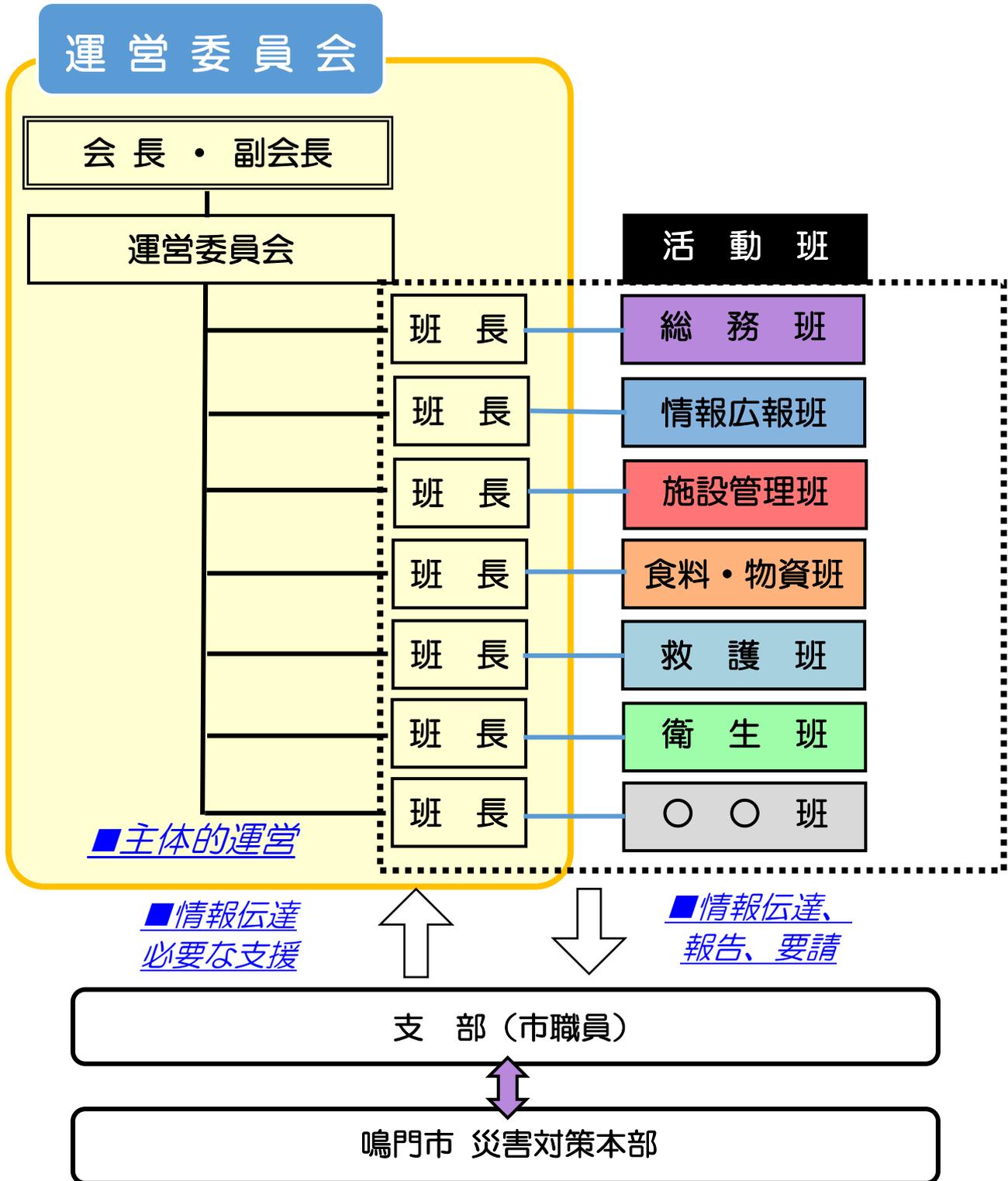
避難所生活 ルール調整	○ 地域ごとに事前に検討していた避難所生活ルールを、適宜調整します。
避難者の意見 ・要望調整	○ 避難者の意見・要望を収集し、対処法等について協議します。
支部との 情報連絡	○ 支部に報告・連絡する事項、避難者に周知・伝達する事項について協議します。
運営会議での 協議	○ 定期的に運営会議を開催し、避難状況や活動状況についての情報共有を図ります。

### 運営委員会の立ち上げで気をつけること

- 避難所運営に男女双方の要望や意見を反映するため、運営委員会の中に男女双方を含めるよう配慮します。
- 市職員が派遣されている場合は、情報連絡を密にします。

## 2 組織の立ち上げ

<運営委員会の組織図の例>



## 2 組織の立ち上げ

### (4) 運営会議の開催

運営会議は定期的を開催し、避難状況や活動状況の情報共有、課題点等について話し合います。

#### ア 運営会議を開催します

- 運営会議は、運営委員会の構成員が集まり、1日2回（朝食前及び夕食後）を目安として開催します。
- 協議事項は総務班長が記録し、内容を取りまとめた上で、避難者に周知・伝達します。

<運営会議の概要>

<b>開催目的</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所の状況や各活動班の活動状況・課題等の情報共有を図ります。</li> <li>○ 連絡調整事項や、避難所での課題等への対処法等を協議します。</li> </ul>
<b>開催頻度</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生直後は、1日2回を目安として開催します。</li> <li>○ 運営が安定してきた段階で、会議の回数を減らすことを検討しますが、最低でも1日1回は開催します。</li> </ul>
<b>参加者</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運営委員会の構成員 ○ 市職員・施設職員等</li> <li>○ 避難者の代表者 ○ その他（各町内会長、消防団等）</li> </ul>
<b>協議事項の例</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 朝の会議では、主に連絡すべき事項の周知、夜の会議では、主に課題点等の話し合いを行います。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所生活ルールの調整 ・避難状況や活動状況の情報共有</li> <li>・避難者の意見・要望 ・課題等への対処法等の検討</li> <li>・支部との情報共有 ・ペットへの対応について</li> </ul> </li> </ul>

# 3章 運営

1 各活動班による活動 .....	27
2 『総務班』の役割 .....	28
3 『情報広報班』の役割 .....	33
4 『施設管理班』の役割 .....	36
5 『食料・物資班』の役割 .....	42
6 『救護班』の役割 .....	49
7 『衛生班』の役割 .....	51
8 要配慮者の支援 .....	56
(1) 配慮すべきこと .....	56
(2) 要配慮者への対応 .....	57

「3章 運営」では、避難所運営が本格化した際の対応として、避難者等が主体となった各活動班による活動や、要配慮者に対する支援等について整理しています。

## 1 各活動班による活動

組織立ち上げ後は、各活動班による活動が中心となります。  
活動状況を運営会議で報告し、各活動班の情報を共有します。  
必要に応じて、市職員や施設職員等の支援を受けて対応します。

<各活動班の主な活動内容>

<b>総務班</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運営委員会の事務局業務</li> <li>○ 支部との連絡調整</li> <li>○ 安否確認等問合せへの対応</li> </ul>
<b>情報 広報班</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害情報や災害情報等の収集・整理</li> <li>○ 避難者への情報伝達</li> <li>○ マスコミへの対応</li> </ul>
<b>施設 管理班</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の安全点検と危険箇所への対応</li> <li>○ 避難者名簿の作成、管理</li> <li>○ 避難所の防犯対策、環境整備</li> </ul>
<b>食料・ 物資班</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 備蓄物資等の配布</li> <li>○ 食料・物資の調達、受入れ、管理、配布</li> <li>○ 炊き出しの対応</li> </ul>
<b>救護班</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救護に関する活動</li> <li>○ 健康管理活動</li> <li>○ 救護所・医療機関との連携</li> </ul>
<b>衛生班</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活用水の確保</li> <li>○ トイレ・ごみに関する対応</li> <li>○ その他の衛生活動に関する対応</li> </ul>

## 2 『総務班』の役割

### (1) 運営委員会の事務局業務

総務班は、運営委員会の事務局として、運営会議等の準備や会議記録の作成、『避難所運営記録簿』の作成を行います。運営会議で協議・決定した事項は、情報広報班と連携し、避難者に情報提供します。

#### ア 運営会議の準備・記録を行います

- 運営会議の開催に必要な資器材を準備し、会議開催の案内を通知します。
- 運営会議で協議・決定した事項を取りまとめ、会議記録等を作成します。
- 運営会議で協議・決定した事項の中で、避難者に周知する必要があるものは、【情報広報班】に情報提供します。

#### イ 避難所運営の記録を作成します

- 運営会議の内容や避難所での出来事を『避難所運営記録簿』に記録します。  
《様式(5) 避難所運営記録簿》
- 『避難所運営記録簿』は、今後の運営や業務の引継ぎ等に活用するため、保管します。

## 2 『総務班』の役割

### (2) 支部との連絡調整

支部との連絡窓口となり、状況報告や情報連絡を行います。  
収集した情報は情報広報班を通じ、避難所全体で共有します。

#### ア 支部と連絡調整を行います

- 連絡事項を把握・整理し、状況報告や情報連絡を行います。
- 各種情報手段が使用できない場合は、総務班の中で連絡係を選出し、避難所と支部との情報連絡を行います。

#### イ 収集した情報を伝達します

- 支部から収集した情報は、運営会議で報告するとともに、【情報広報班】に伝達します。
- 連絡事項は運営会議で協議することを前提としますが、急を要する場合、会長や活動班の班長との協議で調整します。

## 2 『総務班』の役割

### (3) 安否確認等問合せへの対応

安否確認の問合せには避難者名簿等を利用して対応します。また、避難者への電話や来客の対応、郵便物・宅配便等の取次ぎを行います。なお、避難者の個人情報の取扱いには十分に注意します。

#### ア 安否確認の問合せへの対応を行います

- 安否確認の問合せへの対応は、可能な限り、市職員が対応します。市職員が対応できない場合、総務班長等の責任のある人が対応します。
- 問合せの対応を一本化するため、窓口を設置し、担当者を配置します。

#### イ 避難所への電話の対応を行います

- 避難者宛の電話があった場合は、原則として、直接は取り次がず、避難者から折り返し電話するようにします。
- 避難者への伝言は、以下の方法で行います。

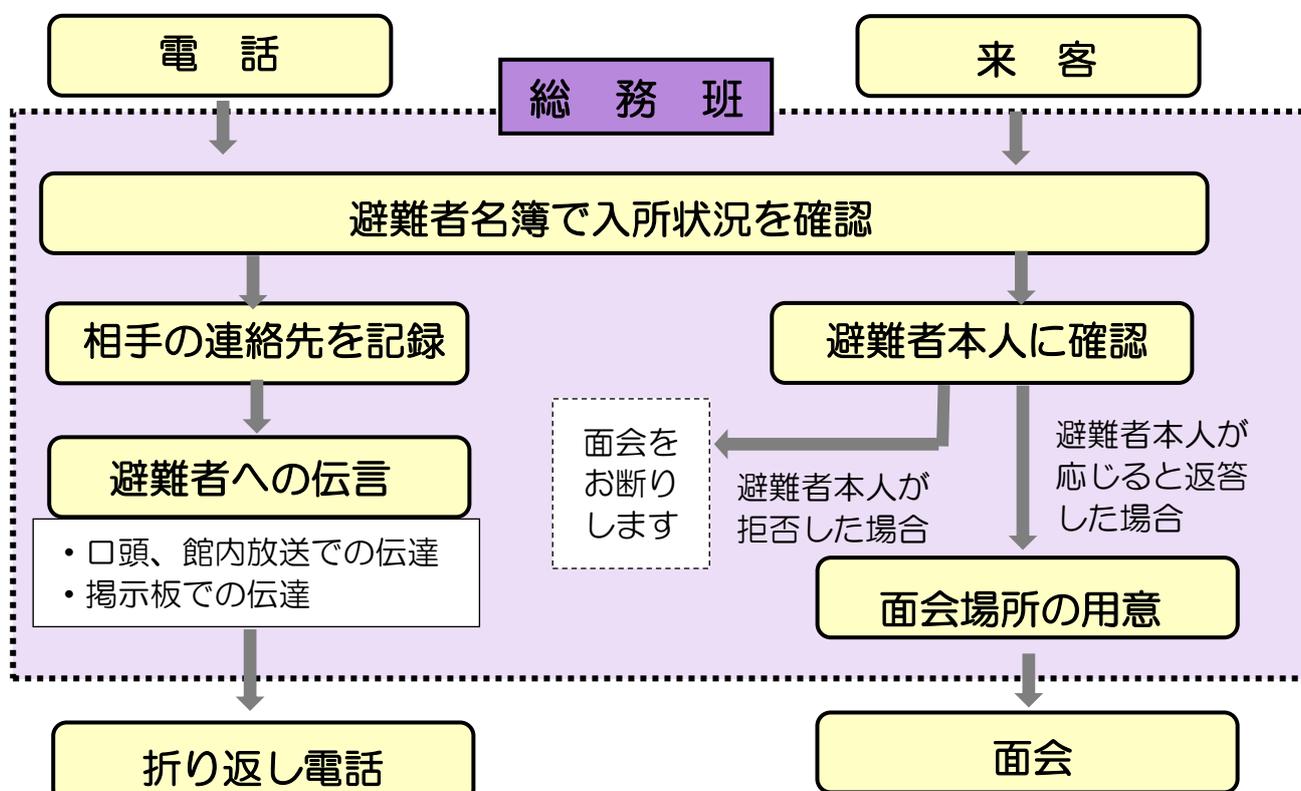
- 直接口頭もしくは館内放送で伝達（避難所内に在室の場合）
- 掲示板を通じた伝達（避難所内に不在の場合）

## 2 『総務班』の役割

### ウ 来客への対応を行います

- 面会希望者が来訪した場合は、受付で「氏名」、「避難者との関係」を確認し、避難者本人が面会に応じるか否かを確認します。
- 面会は、受付や入口近くに用意した面会場所で行います。

<避難者への電話、来客への対応の流れ>



### エ 郵便物・宅配便を取り次ぎます

- 郵便物・宅配便は避難者を受付に呼び、避難者が直接対応します。
- 不在の場合や呼び出しに時間がかかる場合は、受付で受け取り、『郵便物・宅配便受取簿』に記録の上、総務班が保管します。

《様式(4) 郵便物・宅配便受取簿》

- 受付近くにポストを設置し、避難者からの郵便物等に対応します。

## 2 『総務班』の役割

### (4) ボランティアへの対応

避難所の運営は、避難者による自主運営が基本ですが、人手が足りない場合は、市職員に相談し、必要に応じて災害対策本部にボランティアを要請します。

ボランティアの受入れの際は、作業分配等の対応を円滑に行い、避難所を効率よく運営していきます。なお、ボランティアは、原則としてボランティアセンターを経由して派遣された人のみを受け入れます。

#### ア ボランティアを受入れます

- 避難所の入口にボランティア受付を設置します。
- 派遣されたボランティアには、受付で『ボランティア受付簿』の記入をお願いします。  
《様式(6) ボランティア受付簿》

#### イ ボランティアに作業を分配します

- 各活動班の活動状況を踏まえて、人手が必要な活動班にボランティアを配置します。
- ボランティアに対する具体的な作業指示は、配置先の各活動班の作業担当者が行います。

### ボランティアへの対応で気をつけること

- ボランティアの受入れの際は、ボランティアセンターを経由して、派遣されたかを必ず確認します。
- ボランティアと称して避難所で、窃盗行為を行ったり、金品を要求したりするトラブルが報告されていますので、注意します。

### 3 『情報広報班』の役割

#### (1) 情報収集・整理

正しい情報をできる限り迅速に収集することが必要となります。  
避難者にとって必要な情報を収集するために、自ら支部へ出向いたり、他の避難所と連携をとるなどして情報収集を行います。

#### ア 各種情報を収集・整理します

- 災害情報は、テレビ・ラジオ、新聞等のあらゆる手段を活用して収集します。
- 市が発信する情報は、防災行政無線や広報誌、広報車、災害掲示板、回覧板、新聞、インターネット等から収集します。また、支部や市役所等に直接赴いて、情報収集を図ります。
- 収集した情報は、情報の種類や分野ごとに整理します。
- 情報は常に更新されるため、情報を受けた日時は必ず明記します。また、情報源については明確に把握します。

#### 必要とされる情報の例

- |                              |                  |
|------------------------------|------------------|
| ■災害全体に関する情報<br>(被害状況、余震の状況等) | ■食料・物資の配布や給水の状況  |
| ■避難情報の発表状況                   | ■ライフラインの状況、復旧見込み |
| ■道路及び交通状況                    | ■ごみ、し尿の収集等の状況    |
| ■医療機関等の状況                    | ■り災証明書、給付金等の情報   |
|                              | ■営業している店舗等の情報    |

### 3 『情報広報班』の役割

#### (2) 情報伝達

収集・把握した情報や避難所内の情報は、効率よく、かつ漏れのないように避難者に伝えます。

#### ア 避難者全体へ情報伝達します

- 災害情報、生活支援に関わる情報、運営会議で協議・決定した事項等は、掲示板等を通じて避難者全体へ伝達します。
- 重要な情報は、館内放送等でも周知します。特に重要な情報は、各世帯の代表者に連絡し、代表者から直接避難者に伝達します。

#### 情報伝達の際に気をつけること

- 個人情報及びプライバシーの保護に留意します。
- 掲示板に掲載する情報には、必ず「掲示開始日時」を掲載し、いつの時点の情報であるかを明確にします。
- 情報伝達にあたっては、文字を大きくする、ふりがなを付ける等の工夫をします。

### 3 『情報広報班』の役割

#### (3) マスコミへの対応

避難所に多くのマスコミが詰めかけることが予想されるため、マスコミへの対応方針についてあらかじめ確認しておき、対応方針に従って対応します。

#### ア マスコミへの対応を行います

- マスコミへの対応は、可能な限り、市職員が行います。市職員が対応できない場合、窓口を一本化し、情報広報班長等の責任のある人が対応するようにします。
- 避難所で取材等を行う人には、必ず受付で、『マスコミ用受付用紙』の記入を求めます。                      《様式(7) マスコミ用受付用紙》
- 対応方針の例に基づき、受付で取材時の注意事項を説明します。

#### マスコミ対応方針の例

- 避難所の撮影には必ず班員が立ち会い、避難者に対する取材は、班員を介して、避難者が同意した場合のみとします。
- マスコミが入れるスペースを制限し、居住空間での取材は、原則として断ります。
- 取材の際には、名札や腕章の着用を求め、避難所内の人と区別できるようにします。

## 4 『施設管理班』の役割

### (1) 避難所の安全確認と危険箇所への対応

余震等による二次災害を防ぐため、施設の安全確認と危険箇所への措置を早急に行います。また、避難者へ防火対策を呼びかけます。

#### ア 定期的に施設の安全点検を行います

■余震等で施設の状況が悪化する場合もあるため、適宜、建物の安全点検を行います。

#### イ 危険箇所への措置を行います

- 危険が確認された場所を立入禁止区域とし、掲示板等を通じて避難者に周知します。
- 避難者が立入禁止区域に入らないように注意し、危険物の撤去や復旧作業等の対応を行います。
- ロープ、カラーコーン、バリケード等で区切り、小さい子どもでも分かるように貼り紙やロープ等によって明示します。

#### ウ 避難所内の防火対策を行います

- 【施設管理班】が火元責任者となり、避難者に防火対策の徹底を呼びかけます。
- 火気を取り扱う場所には、必ず消火器や消火バケツを用意します。

## 4 『施設管理班』の役割

### (2) 避難者名簿の作成、管理

名簿作成は、避難所を運営していく上で、まず、行われなければならない重要な仕事です。各種対応を効率よく行うために不可欠です。

#### ア 避難者名簿を作成、管理します

- 『避難者名簿』は、世帯ごとに必要事項の記入と提出を求めます。  
なお、個人情報及びプライバシーの保護に留意します。

《様式(8) 避難者名簿》

- 提出された『避難者名簿』から避難者の入所状況を整理します。

#### イ 退所者を管理します

- 退所者の状況を把握します。
- 退所者の『避難者名簿』に「退出日」や「転出先」を記録します。

《様式(8) 避難者名簿》

### 名簿管理にあたって気をつけること

- 体調が悪い人、障がいのある人、外国人等については、避難者名簿への記入を手伝います。
- 安否確認の問合せ等で利用する可能性があるため、退所者の『避難者名簿』は廃棄せずに保管します。

## 4 『施設管理班』の役割

### ウ 新たな入所者を管理します

- 新たな入所者には『避難者名簿』を配布し、必要事項の記入を求めます。
- 避難所内の空いている場所を確認し、居住空間を割り振ります。

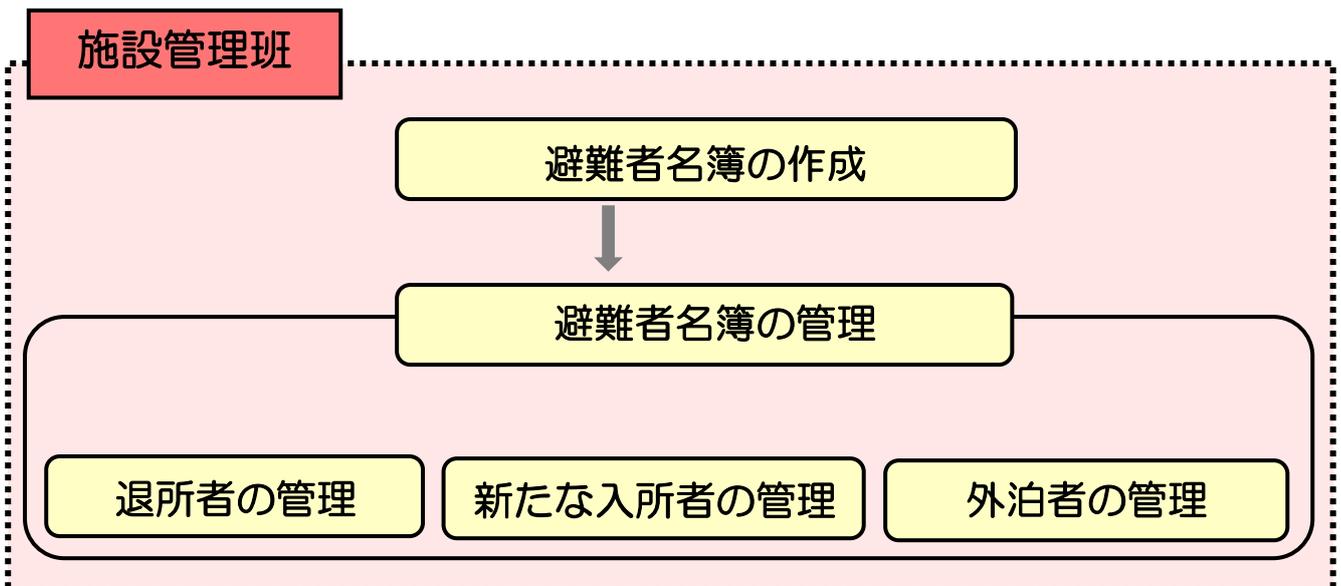
### エ 外泊者を管理します

- 一時的に外泊を希望する人がいる場合は、『外泊届用紙』の記入を求めます。

《様式(9) 外泊届用紙》

- 提出された『外泊届用紙』から、外泊状況を把握します。

＜避難者名簿の作成、管理の流れ＞



## 4 『施設管理班』の役割

### (3) 防犯対策

災害後には、被災地の治安が悪化することも考えられるため、防犯対策も重要な対応となります。

#### ア 関係者以外の出入りを制限します

- 日中は、避難所の入口の受付で、関係者以外の出入りをチェックします。
- 夜間は入口を原則として閉鎖し、あらかじめ定めた夜間の通用口以外からの出入りは禁止します。

#### イ 夜間巡回を実施します

- 夜間の当直制度を設け、交代で対応します。
- 施設管理班が中心となり、当番制で避難所内の夜間巡回を行います。

### 夜間巡回の際に気をつけること

- 夜間巡回は必ず2人以上で行い、危険を感じた場合は巡回担当者の安全確保を最優先します。
- 夜間巡回は、トイレや水飲み場等の、夜間でも避難者が行く可能性のある場所を重点的に行います。

## 4 『施設管理班』の役割

### (4) 避難所の環境整備

避難所における良好な生活環境を確保するため、避難所内の配置の設定・変更や、暑さ・寒さ対策を行います。

#### ア 避難所の環境整備に努めます

■避難者の共同生活が円滑に進められるよう、被災規模や避難状況に応じた配置を、早期に設定します。

- 活動しやすいように、まず、通路を確保します。
- 夜間の照明（懐中電灯等）を設置します。
- 男女別の空間を確保し、プライバシーに配慮します。
- 居住空間の配置や部屋割り等、要配慮者に配慮します。
- トイレやごみ集積場等は、衛生面に配慮します。

■避難者同士で協力して、暑さ・寒さに必要な対策を講じます。

### 暑さ・寒さ対策の例

#### 【暑さ対策】

- 保冷剤や氷で首筋を冷やすことで、体温の上昇を抑えられます。
- こまめに水分補給するよう、避難者に呼びかけます。

#### 【寒さ対策】

- ダンボールや発泡スチロールは、床に敷くことで断熱材になります。
- 新聞紙を身体に巻きつけたり、ごみ袋に穴を開けて頭から被ったり、首元から熱が逃げないように布を巻くなどして、保温効果を高めます。
- リュックサックに足を入れることで、足の冷えを防止できます。
- ペットボトルは、お湯を入れて湯たんぽ代わりに使用できます。

## 4 『施設管理班』の役割

### (5) ペット同行避難について

ペットの同行避難については、飼い主責任が基本です。避難所で生活する方の中には、動物が苦手な方やアレルギーの方もいます。他の避難者にも配慮し、迷惑とならないよう、あらかじめペット飼育のルール作りをしておく必要があります。

#### ア 避難所の居室スペースについて、ルールを作ります

- 避難所では、様々な価値観を持つ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちです。
- 居室へのペットの持ち込みは、身体障がい者の補助犬である盲導犬、介助犬、聴導犬を除き、原則禁止とします。当該盲動犬等を居室へ持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにしましょう。

#### イ 敷地内にペットスペースを設定します

- 避難所の敷地内にペット専用のスペースを設けます。
- スペースを配置する際は、鳴き声や臭気対策を考慮し、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や避難所の隅などの屋外に飼育場を確保します。

### 飼い主の日ごろの準備

- しつけ
- 不妊・去勢手術
- 健康管理
- ペット用避難用具の確保
- ・フード、水、薬、（最低3日間）・キャリーバッグ・ペットゲージ

## 5 『食料・物資班』の役割

### (1) 備蓄物資等の配布

日頃から、各家庭で3日分程度の水や食料を備蓄しておくことを基本としますが、災害発生直後は備蓄物資等で補います。

#### ア 備蓄物資等を配布します

- 備蓄場所を確認し、食料・物資の数量や状態を確認します。
- 避難者人数を【施設管理班】に確認し、配布数量を検討します。
- 備蓄している食料・物資を避難者に配布します。配布数が不足している場合は、事前説明をした上で、備蓄のない人、特に要配慮者に優先して配布します。

### 食料・物資の調達で気をつけること

- 在宅避難者、車中泊避難者には、自ら避難所で登録を行い、食料・物資を受け取るようにお願いします。
- 男女の人数比や子どもの数に配慮して調達します。
- 避難者から食品のニーズを確認し、粉ミルクや食品アレルギー対応食品、慢性疾患（糖尿病、肝臓病等）対応食品についても、配慮した要請を支部に行います。

## 5 『食料・物資班』の役割

### (2) 食料・物資の調達

災害発生直後は備蓄物資等を中心に対応しますが、それと併せて、避難所を開設した直後から、食料・物資の調達を図ります。

避難者の食料・物資に対する要望を取りまとめ、それらの支給を支部に要請します。

#### ア 食料・物資を調達します

- 避難者の要望を把握した上で、食料・物資の要請の方針を、運営会議で協議します。
- 必要な食料・物資は『食料・物資要請票』に記入し、支部に要請します。要請の手段は、『報告手段の優先順位』（P.20）を参考にします。

《様式10 食料・物資要請票》

## 5 『食料・物資班』の役割

### (3) 食料・物資の受入れ、管理

食料・物資の受入れや避難所内での管理は、避難所運営において必須の仕事であり、食料・物資班が対応に当たります。

#### ア 食料・物資の受入れを行います

- 他の避難者等に協力を呼びかけ、荷下ろしや搬入のための人員を確保して物資保管室に運び入れ、『食料・物資受入簿』に数量や受取りの日時等を記録します。      《様式111 食料・物資受入簿》
- 「物資保管室」では品目ごとに整理します。「個人で使用するもの」や「共同で使用するもの」などの使用形態別に仕分けし、品物が分かるように保管します。

### 必要となる物資等の例

個人で 使用するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毛布類</li> <li>○ 衣類、下着類</li> <li>○ タオル、ティッシュ、歯ブラシ、ウェットティッシュ等衛生用品</li> <li>○ 紙コップ、紙皿、割り箸</li> </ul>
特定の避難者が 使用するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 紙おむつ（成人用、乳幼児用）</li> <li>○ 粉ミルク、離乳食</li> <li>○ 生理用品</li> </ul>
共同で 使用するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ トイレットペーパー、ごみ袋、手指消毒液</li> <li>○ 調理器具、調理用身支度、ガムテープ</li> <li>○ ストーブ等暖房器具</li> </ul>

## 5 『食料・物資班』の役割

### イ 食料・物資を管理します

- 食料・物資は『食料・物資管理簿』を用いて管理し、在庫や状態、消費期限等を常に把握します。      <様式(12) 食料・物資管理簿>
- 物資保管場所は、可能な限り施錠し、鍵の管理は班長や施設管理者だけに限定します。
- 特に夏場や梅雨の時期は、食品の腐敗やカビの発生等、保管室の衛生管理に注意します。また、虫やねずみの被害に注意を払います。
- 在庫管理を徹底し、不足することが予想される場合は、支部に早めに要請します。

## 5 『食料・物資班』の役割

### (4) 食料・物資の配布

食料・物資の配布は、避難者に偏りがないように配布することを重視し、配布方法等に注意します。

#### ア 食料・物資を配布します

- 食料・物資の配布場所や配布時間を避難者に周知し、避難者が受取りに来るようにします。
- 配布にあたっては、食料・物資の用途や必要とする人によって、配布方法を工夫します。

### 食料・物資の配布方法の例

#### 【食料の配布方法】

##### ■食料

各世帯の代表者に、受取りに来るように呼びかけます。

#### 【物資の配布方法】

##### ■避難者全員がそれぞれ使用するもの

各世帯の代表者に、受取りに来るように呼びかけます。

##### ■特定の避難者が使用するもの

該当者が必要の都度、配布場所に受取りに来ることとします。

##### ■避難者全員が共同で使用するもの

必要な活動班に配布するほか、適宜配置・配布します。

## 5 『食料・物資班』の役割

### (5) 炊き出しの実施

炊き出しは安定した食事を確保するために重要な役割を担います。調理器具等が衛生的に利用でき、かつ防火対策が講じられる場合、避難者全員で協力し、地域と連携した炊き出しの実施に努めます。

#### ア 炊き出し場所及び器具を確保します

- 炊き出し場所と、調理に必要な器具を避難者等で協力し、確保します。
- 【衛生班】と連携し、炊き出しに必要な水を確保します。

### 炊き出しに必要な器具の例

調理用熱源	カセットコンロ、ガスコンロ、バーナー、かまど、薪
調理器具	包丁、まな板、おたま、菜ばし、鍋、炊飯器、釜
食器	茶碗、お椀、皿、はし、スプーン、パック容器、サランラップ、アルミ箔
洗浄器具	ふきん、スポンジ、たわし、洗剤
調理用身支度	ゴム手袋、マスク、キャップ、エプロン

## 5 『食料・物資班』の役割

### イ 炊き出しを実施します

- 避難所内で当番制をとるなど、人員を確保し、炊き出しを実施します。
- 原則として加熱処理したものを提供し、できる範囲で食物アレルギーに配慮します。
- 炊き出しは、食材を小さめにカットし、刺激の少ない味付けにするなど、多くの人に受け入れられるよう配慮します。



### 東日本大震災での炊き出しの対応について

#### 東日本大震災での状況

- 電気、ガス、水道が使用できない状況で、各地域で炊き出しが行われました。
- 調理用熱源としては、プロパンガスや移動式かまど、薪などを活用しました。
- 水道が使用できないため、井戸水や沢の水を活用し、炊き出しが行われました。
- 多くの方が避難者となったため、食料、水、炊き出しに必要な器具が不足し、地域住民で持ち寄って対応しました。

#### 教訓

- 電気、ガス、水道が使用できない状況を想定し、カセットコンロ、かまど等の器具や、パック容器を事前に準備することが有効です。

## 6 『救護班』の役割

### (1) 医療・救護に関わる対応

災害時には医療機関も被災し、診療が行えないことが考えられます。救護班が中心となり、体調不良を訴える避難者へのケアや、その他救護に関わる対応を行います。また、こころの不調も誰にでも起こりうる問題です。積極的に保健師等に相談しましょう。

なお、可能な限り、市・県の職員や専門的な技術・知識を持つ人が主体となり実施し、地域で対応の補助を行います。

#### ア 避難所内に救護室を設置します

- 急病人等に対応するため、避難所内に救護室を設置します。
- 救護室で対応できない場合は、速やかに支部に応援を要請します。
- 災害時は薬が不足することが予想されます。避難所内の医薬品や衛生器材の種類、数量等を把握し、支部等に不足分の調達を依頼します。
- 多数の負傷者が発生し、医療施設に収容できない場合及び医療施設の損壊等で医療機能の低下を招き、収容できない場合は、医療救護所を次の7カ所に設置し、医師会等から医師が派遣されます。

※医療救護所の開設候補地は、第一中学校、第二中学校、鳴門中学校、瀬戸中学校、旧北灘中学校、大麻中学校、第一小学校

#### イ 救護所や医療機関等の状況を把握します

- 【総務班】や【情報広報班】から、市内の救護所の設置状況や近隣の医療機関の開設状況を確認します。
- 救護所、医療機関、避難所を回る診察相談チーム等の情報を整理して【情報広報班】に提供し、掲示板等を通じて周知します。

## 6 『救護班』の役割

### ウ 感染症やエコノミークラス症候群を予防します

- 感染症（インフルエンザ、ノロウイルス等）やエコノミークラス症候群の予防に努めます。
- 避難者の中に、医師や看護師等の有資格者がいる場合、協力を要請し、簡易な救護ができる体制を整えます。
- 避難所内では応急処置程度の対応しかできないため、速やかに支部等を通じて、救護所や医療機関への応援を要請します。

### エコノミークラス症候群の予防対策

- 避難所生活者や車中泊の避難者は、エコノミークラス症候群になりやすい傾向にあります。以下の予防法を実践しましょう。
- 【エコノミークラス症候群とは】
- 長時間のあいだ同じ姿勢をとる事で、ふくらはぎの静脈の血が流れにくくなり、血の塊（血栓）が出来る症状です。
  - 悪化すると血栓が血管を流れていき、肺や脳、心臓の血管を詰まらせることがあります。その結果、肺塞栓や脳卒中、心臓発作等を起こし、最悪の場合、死に至ることがあります。
- 【どのような症状か】
- 片側の足の痛み、赤くなる、むくみ、胸の痛み、呼吸困難等の症状がおこります。
  - 症状は中年以上の人、肥満体質の人に出やすいとされています。
- 【予防のポイント】
- 水分を適度によくとりましょう。
  - ふくらはぎを揉むなど、こまめにマッサージをしましょう。
  - 足首の運動や屈伸運動をしましょう。
  - 締め付けの強い服を避け、ゆったりした服装を心がけましょう。

## 7 『衛生班』の役割

### (1) 生活水の確保

生活水を確保することは、非常に重要かつ労力を必要とする仕事です。衛生班が中心となり、避難者全員で協力して行います。

#### 生活水の区分の例

- 避難所内で使用する水は、用途に応じて、明確に区分します。
- 1 飲料、調理用                      2 手洗い、洗顔、歯磨き、食器洗い用
- 3 トイレ用                              4 風呂、洗濯用

#### ア 飲料、調理用水を確保します

- 飲料用の水は、原則として備蓄しているものか、救援物資として届くペットボトルを使用します。
- ペットボトルの水が確保できない場合には、給水車や給水所で配布される水を利用します。

#### イ その他の水（ア以外の水）を確保します

- 給水車や給水所で配布される水を用いることを基本とし、水の保管に際しては清潔を保つようにします。
- 手洗い、洗顔等で使用した水などは、「トイレ用」として再利用するなど、無駄にしないように避難者に呼びかけます。

## 7 『衛生班』の役割

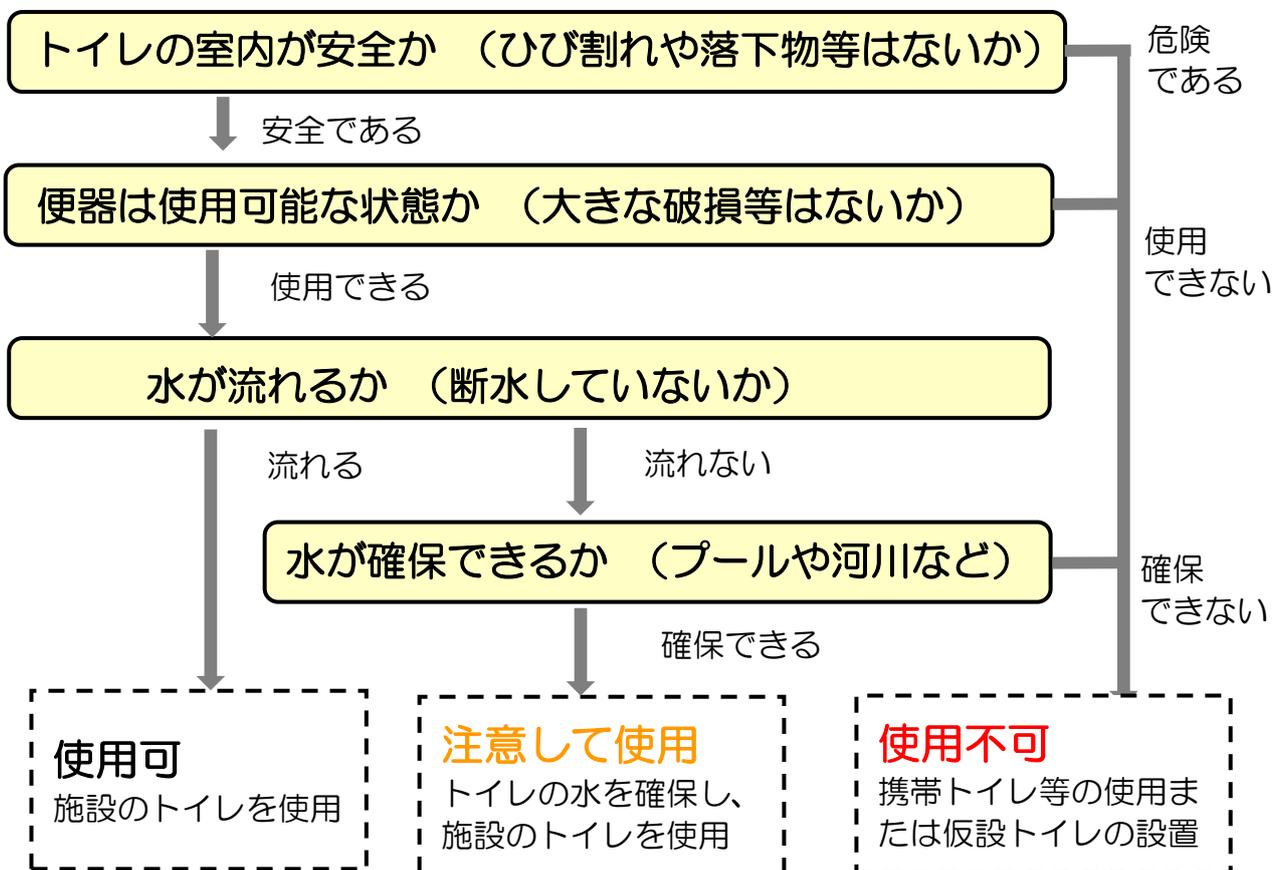
### (2) トイレに関する活動

水が自由に使用できない状況下においては、トイレの確保は深刻な問題となります。避難者の人数や性別に配慮したトイレを確保し、衛生状態を保つことは、避難所において重要な仕事です。

#### ア トイレの状況を確認します

- 避難所開設と同時に、避難所内のトイレの状況を確認します。
- トイレの状況に応じて使用方法が異なるため、使用の可否、使用方法及び使用時の注意等を避難者に周知徹底します。

<トイレの状況確認の流れ>



## 7 『衛生班』の役割

### イ 断水の場合のトイレの対応を行います（「注意して使用」の場合）

- プールの水や河川の水、使用済の水などは、ポリバケツに貯めて保管し、トイレ用の水として使用します。
- トイレ用の水は、他の用途には使用できないため、貼り紙等で分かるようにします。

### ウ トイレが使用不可の場合の対応を行います

- 「使用不可」の場合は、仮設トイレの設置について、【総務班】を通じて、支部に報告します。
- 市職員や施設職員等や他の避難者と協力し、仮設トイレの設置作業の補助を行います。
- 仮設トイレが設置されるまでは、携帯トイレ等を使用します。

### エ 衛生管理を徹底します

- トイレに消毒液を用意するとともに、トイレの使用時だけでなく、こまめに手洗い等を実施するように、避難者に衛生管理を呼びかけます。
- ノロウイルス等の感染の疑いのある人は使用するトイレを分けるなど、感染症等の予防に努めます。

## 7 『衛生班』の役割

### (3) ごみの管理

避難所では多くの方が共同生活をするため、大量のごみが発生します。特に災害発生直後の混乱した状況では、ごみの収集や処理が滞るおそれがあり、ごみの管理を円滑に行う必要があります。

#### ア ごみの管理を徹底します

- 避難所の敷地内にごみ集積場を設置し、ごみ集積場やごみ処理のルールを、掲示板等を通じて避難者に周知します。
- ごみ集積場は定期的に清掃し、清潔に保つよう努めます。
- 災害時であってもゴミは分別収集し、防臭・防虫に気を付けます。
- 救援物資として届けられた段ボール箱は、資源ごみとして収集することを念頭に分別します。

### ごみの管理方針の例

#### 【ごみ集積場の配置について】

- 収集車・清掃車が出入りしやすい場所
- 居住空間からある程度距離があり、臭気等が避けられる場所
- 衛生に十分に注意すべき箇所(調理室等)から離れた場所

#### 【ごみ処理のルールの例】

- 各世帯から出るごみは、世帯ごとにごみ袋にまとめ、ごみ集積所に捨てること
- 居住空間に溜め込まず、こまめに責任を持って捨てること
- ごみの分別や発生量の抑制に努めること
- 危険物(カセットボンベ等)の分別に特に注意すること

## 7 『衛生班』の役割

### (4) その他の衛生活動

避難所内の換気や清掃を徹底し、室温、湿度の管理や、避難所の衛生環境を保つよう努めます。また、仮設風呂やシャワーが設置された場合は、避難者が快適に入浴の機会を得られるようにします。

#### ア 避難所の清掃活動を行います

- 世帯のスペースは各世帯が責任を持ち、原則として、毎日1回清掃時間を設けて、清掃や換気を実施するよう呼びかけます。
- 共有部分の清掃は、避難所内で分担箇所を決め、交代で清掃を実施します。

#### 共用部分の清掃当番の例

	トイレ	廊下	入口周辺	・・・	移住空間等
○月○日	A班	B班	C班	D班	各利用者
○月□日	D班	A班	B班	C班	各利用者
○月△日	C班	D班	A班	B班	各利用者
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

#### イ 風呂等に関する対応を行います

- 男女別に利用時間を設定し、順番に入浴します。
- 避難所内で分担を決め、交代で清掃します。

## 8 要配慮者の支援

### (1) 配慮すべきこと

高齢者や障がいのある方、乳幼児等の要配慮者は、環境の変化による影響を受けやすいため、居住空間の設定や情報提供等、要配慮者の特徴に合わせて、配慮が必要となります。市や県等から派遣された保健師と協力し、適切な対応を行います。

#### ア 要配慮者に応じた居住空間を検討します

- 居住空間は、より居住性の高い部屋・場所を優先的に提供するように配慮し、要配慮者本人及び家族の意向を確認した上で、割り当てを行います。

移動しやすい環境：出入口やトイレの近く、車椅子が通れる通路幅  
 空調設備のある部屋：冷暖房設備、窓のある部屋  
 他人と接しない空間：個室、部屋の角やテントの活用  
 授乳スペースの設置：個室、間仕切りやカーテンの活用

#### イ 要配慮者への情報提供に配慮します

- 多様かつ適切な手段を用いて、積極的に情報を提供します。  
 (特に、介護用品や医薬品の配布予定等)

### 誰にでもやさしい情報提供手段の例

- わかりやすい短い言葉やふりがな、大きな文字を活用した文字情報
- 絵、写真、手話等による文字を使わない情報提供
- わかりやすい口調での音声情報

## 8 要配慮者の支援

### (2) 要配慮者への対応

避難している要配慮者の状況を把握するとともに、必要に応じて避難所内に福祉避難室を設置し、必要な支援を行います。

支援にあたっては、市・県や福祉関係団体、専門的な技術・知識を持つ人と連携し、避難所全体で対応します。

#### ア 要配慮者の状況を把握します

■ 『避難者名簿』等から、避難している要配慮者の状況を把握し、支部と情報を共有します。なお、個人情報の取扱いには十分に注意します。

《様式(8) 避難者名簿》

■ 要配慮者の状況については、運営委員会で情報を共有し、必要となる支援等を検討します。

#### イ 要配慮者の支援体制を確立します

■ 市や県等の保健師等や福祉関係の専門的な技術・知識を持つ人と連携し、支援体制を確立します。

■ 支援体制が整わず避難所での対応が困難な場合は、福祉避難所等の適切な施設への移動ができるよう、速やかに支部に要請します。

■ 要配慮者の特性に合わせて、専門性の高いボランティアの派遣要請を依頼します。

## 8 要配慮者の支援

### ウ 福祉避難室を設置します

- 専門性の高いサービスは必要としないが、避難所内の体育館等の大部屋で共同生活を行うことが困難な方に対し、特別な配慮をした部屋や区画を避難所内に設置し、介護や医療相談等を受けることができる空間を確保します。
- 福祉避難室の設置では、以下の点に気をつけます。

- 暑さ・寒さ対策にできるだけ配慮されている部屋を選定
- 浸水のおそれがある場合を除き、できるだけ1階へ設置
- 個室の確保が難しい場合は、間仕切りで囲うことで対応
- 車椅子、簡易ベッド等の必要な資器材を準備

### 福祉避難室での対応の例

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ■定期的な巡回     | ■支援物資等の提供     |
| ■健康状態の把握    | ■心身のサポート      |
| ■相談対応、要望の把握 | ■福祉施設や医療機関等への |
| ■要配慮者への情報提供 | 移送に関する対応・支援   |

### エ 福祉避難所への受入れを要請します

- 食事、排泄、移動が一人でできないなど、福祉避難室での生活が困難な場合は、福祉避難所等の適切な施設へ移動ができるよう、支部に要請します。
- 災害対策本部が福祉避難所等を設置した場合は、要配慮者の状態などに応じて優先順位をつけ、支部を通して災害対策本部に受入れを要請します。

# 参考 資料・様式

1 参考資料 .....	60
(1) 指定避難所一覧 .....	60
(2) 福祉避難所一覧 .....	64
(3) 災害対策本部・各支部一覧 .....	65
2 各種様式 .....	66
(1) 避難者受付簿 .....	66
(2) 避難所状況報告書 .....	67
(3) 運営委員会名簿 .....	68
(4) 郵便物・宅配便受取簿 .....	69
(5) 避難所運営記録簿 .....	70
(6) ボランティア受付簿 .....	71
(7) マスコミ用受付用紙 .....	72
(8) 避難者名簿 .....	73
(9) 外泊届用紙 .....	74
(10) 食料・物資要請票 .....	75
(11) 食料・物資受入簿 .....	76
(12) 食料・物資管理簿 .....	77
(13) 地域での確認事項 .....	78

「参考 資料・様式」では、避難所の運営に関係する参考資料や各種様式をまとめたものです。

各地域の特徴に応じて修正・更新し、災害発生時の備えとして用意しておくようにしてください。

資料(1)： 指定避難所一覧

(h29.3.31 時点)

地区	避難所名	住所
木津	天理教撫養大教会	撫養町木津 461
	芦余台集会所	撫養町木津 62-1
	木津元村集会所	撫養町木津 1123-2
	原地集会所	撫養町木津 388-1
南浜	東浜集会所	撫養町南浜字東浜 274
	南浜集会所	撫養町南浜字蛭子前西 23
	健康福祉交流センター（法指定予定）	撫養町南浜字東浜 27-3
	市民会館	撫養町南浜字東浜 170
	徳島北農協撫養支所	撫養町南浜字東浜 32-8
	第一中学校（体育館）※医療救護所	撫養町南浜字浜田 37-1
	鳴門渦潮高等学校（撫養グラウンド・クラブハウス）	撫養町南浜字馬目木 58
斎田	斎田集会所	撫養町斎田字岩崎 86-1
	斎田公民館	撫養町斎田字岩崎 145
	撫養小学校（体育館）	撫養町斎田字岩崎 72
	撫養幼稚園	撫養町斎田字岩崎 134-3
	鳴門高等学校（体育館）	撫養町斎田字岩崎 135-1
黒崎	黒崎小学校（体育館）	撫養町黒崎字宮津 88-1
	黒崎幼稚園	撫養町黒崎字清水 86-2
	黒崎集会所	撫養町黒崎字清水 52-1
	黒崎団地集会所	撫養町黒崎字磯崎 122-15
	聖母幼稚園	撫養町黒崎字松島 208
大桑島	桑島集会所	撫養町大桑島字北之組 95-20
	鳴門市剣道場	撫養町大桑島字湊岩浜 35
	桑島小学校（体育館）	撫養町大桑島字与三左谷 6
	勤労者体育センター	撫養町大桑島字湊岩浜 35-8
	鳴門市立図書館	撫養町大桑島字蛭子山 11
	桑島老人憩いの家	撫養町大桑島字中之組 30
立岩	立岩集会所	撫養町立岩字原田 2-1
	第二中学校（体育館）※医療救護所	撫養町立岩字内田 150
	林崎小学校（体育館）	撫養町立岩字内田 73-1
	川東公民館	撫養町立岩字内田 63-2
	立岩塩浜集会所	撫養町立岩字元地 196
立岩	鳴門・大塚スポーツパーク	撫養町立岩字四枚 61

避難所運営マニュアル 参考 資料・様式

	(アミノバリューホール)	
	鳴門・大塚スポーツパーク(武道館)	撫養町立岩字四枚 61
林崎	林崎集会所	撫養町林崎字南殿町 28-2
	トリーデなると	撫養町林崎字北殿町 149
弁財天	弁財天集会所	撫養町弁財天字三ツ井丁 4-2
岡崎	岡崎集会所	撫養町岡崎字二等道路東 41-2
北浜	北浜老人憩いの家	撫養町北浜字宮の東 4-2
里浦	里浦公民館	里浦町里浦字花面 535-2
	里浦農業協同組合	里浦町里浦字花面 233-1
	里浦集会所	里浦町里浦字花面 350-2
	里浦南防災センター	里浦町里浦字恵美寿 5-6
	里浦小学校(体育館)	里浦町里浦字西浜 401
	里浦北集会所	里浦町里浦字坂田 415-5
高島	鳴門西小学校(体育館)	鳴門町高島字北 217
	鳴門教育大学(体育館)	鳴門町高島字中島 748
	鳴門公民館	鳴門町高島字北 86
	中島集会所	鳴門町高島字中島 124
	高島団地集会所	鳴門町高島字北 384
三ツ石	鳴門中学校(体育館)※医療救護所	鳴門町三ツ石字芙蓉山下 251
土佐 泊浦	野集会所	鳴門町土佐泊浦字高砂 181-2
	黒山集会所	鳴門町土佐泊浦字黒山 118-295
	大毛集会所	鳴門町土佐泊浦字大毛 122
	花見山・心の手紙館	鳴門町土佐泊浦字大毛 234-35
	鳴門東地区コミュニティセンター(法指定予定)	鳴門町土佐泊浦字高砂 65-3
	鳴門東小学校(体育館)(法指定予定)	鳴門町土佐泊浦字高砂 65-3
明神	明神小学校(体育館)	瀬戸町明神字越浦 70
	明神集会所	瀬戸町明神字下本城 242
	明神越浦集会所	瀬戸町明神字越浦 334-7
堂浦	明神菅谷集会所	瀬戸町堂浦字本浦中 32-2
	明神北集会所	瀬戸町堂浦字地廻り壱 10-1
	瀬戸中学校(体育館)※医療救護所	瀬戸町堂浦字地廻り壱 96-4
	瀬戸公民館	瀬戸町堂浦字地廻り壱 86-4
	瀬戸小学校(体育館)	瀬戸町堂浦字地廻り参 220-1
	堂浦ふれあい会館	瀬戸町堂浦字地廻り弐 266
	日出集会所	瀬戸町堂浦字日出 3-3
北泊	北泊公民館	瀬戸町北泊字北泊 103
	北泊漁業協同組合	瀬戸町北泊字北泊 209-6

避難所運営マニュアル 参考 資料・様式

	北泊漁業協同組合（旧事務所）	瀬戸町北泊字北泊 209-6
	小海集会所	瀬戸町北泊字小海 287-1
中島田	島田小学校（体育館）	瀬戸町中島田字北田 36
小島田	小島田集会所	瀬戸町小島田字通り 1-3
室	室撫佐漁業協同組合	瀬戸町室字本村 641-1
撫佐	撫佐集会所	瀬戸町撫佐字本村 62-2
大幸	大幸集会所	大津町大幸字若宮の元 14
大代	大津中央公民館	大津町大代 679-2
	大代前場集会所	大津町大代 1133-1
	大代集会所	大津町大代 1213-2
	大津西小学校（体育館）	大津町大代 1210
	大代山路集会所（集会所）	大津町大代 997-1
段関	段関集会所	大津町段関字西 53-2、53-3
	段関野崎集会所	大津町段関字冲野 21-6
備前島	備前島集会所	大津町備前島字荒神の越 164-3
木津野	木津野集会所	大津町木津野字野神ノ越 56-3
	第一小学校（体育館）※医療救護所	大津町木津野字内田 11
吉永	鳴門渦潮高等学校（体育館）	大津町吉永 595
	鳴門渦潮高等学校（本館）	大津町吉永 595
	吉永集会所	大津町吉永 128-2
矢倉	矢倉集会所	大津町矢倉字式ノ越 34-3
	大津団地集会所	大津町矢倉字西の越 2-2
長江	長江集会所	大津町長江字東大黒 1-2
櫛木	櫛木集会所	北灘町櫛木字中末 83-3
	張集会所	北灘町櫛木字中田 14-2
栗田	北灘東小学校（体育館）	北灘町栗田字西傍示 228-1
大浦	旧北灘中学校（体育館）※医療救護所	北灘町大浦字東浦 75
	大浦集会所	北灘町大浦字東浦 26-1
宿毛谷	北灘公民館	北灘町宿毛谷字クロハエ 66
鳥ヶ丸	鳥ヶ丸集会所	北灘町鳥ヶ丸字トノムラ 60-2
折野	東地集会所	北灘町折野字上東地 122-2
	川筋集会所	北灘町折野字川筋 33-4
	北條集会所	北灘町折野字屋敷 154-1
	北灘西小学校（体育館）	北灘町折野字屋敷 64-3
	三津集会所	北灘町折野字三津 260-2
	西條集会所	北灘町折野字屋敷 379-1
大須	大須集会所	北灘町大須字西添 25

避難所運営マニュアル 参考 資料・様式

	長浜集会所	北灘町大須字長浜 5-3
姫田	小森集会所	大麻町姫田字東百地 1-4
	姫田集会所	大麻町姫田字森崎 57-2
大谷	堀江北小学校（体育館）	大麻町大谷字中筋 41
	堀江公民館	大麻町大谷字道の上 24
	大谷集会所	大麻町大谷字榎原 14
池谷	池谷集会所	大麻町池谷字長田 103-2
	大麻中学校（体育館）※医療救護所	大麻町池谷字長田 105
高畑	高畑集会所	大麻町高畑字居屋敷 127-2
西馬詰	堀江南小学校（体育館）	大麻町西馬詰字橋ノ本 7
中馬詰	馬詰集会所	大麻町中馬詰字居屋敷 18-5
東馬詰	東馬詰集会所	大麻町東馬詰字諏訪の元 74-1
市場	医王集会所	大麻町市場字大道 34-1
三俣	市場団地集会所	大麻町三俣字前野 9-3
	人権福祉センター	大麻町三俣字前野 18
	青少年会館	大麻町三俣字前野 22-1
川崎	板東南ふれあいセンター （旧川崎幼稚園）庁舎	大麻町川崎 394
	川崎会館	大麻町川崎字流レ 466
津慈	津慈集会所	大麻町津慈字宮ノ本 150-4
萩原	萩原集会所	大麻町萩原字アコメシ 11-3
	萩原団地集会所	大麻町萩原字西山田 68-35
板東	樋殿谷集会所	大麻町板東字樋殿谷 99-2
	板東連絡所	大麻町板東字宝蔵 65
	板東小学校（体育館）	大麻町板東字宝蔵 60
	舞姫会館	大麻町板東字牛ノ宮東 16-3
	大西集会所	大麻町板東字采女 48-7
	山田集会所	大麻町板東字東山田 57-2
	共栄集会所	大麻町板東字采女 120-4
	靈山寺集会所	大麻町板東字西山田 32
	平草集会所	大麻町板東字西平草 62-12
	板東公民館	大麻町板東字宝蔵 103-1
桧	桧集会所	大麻町桧字野神ノ北 31-5
	川原場集会所	大麻町桧字コモガ池 90-2
	椎尾谷集会所	大麻町桧字椎尾谷 35-2
	リュウネの森集会所	大麻町桧字中山田 13-1
	桧西集会所	大麻町桧字ダンノ上 32-4

資料(2)： 福祉避難所一覧

地区名	福祉避難所	住所	連絡先
立岩	デイサービスセンターほほえみ	撫養町立岩字五枚 220-1	683-1022
	サービス付き高齢者向け住宅ほほえみ	撫養町立岩字五枚 220-1	683-1022
	特別養護老人ホーム春潮苑	撫養町立岩字五枚 146	686-2080
土佐泊浦	養護老人ホーム鳴愛荘	鳴門町土佐泊浦字黒山 118-84	687-2555
	特別養護老人ホーム鳴優荘	鳴門町土佐泊浦字黒山 118-257	687-1007
大代	特別養護老人ホームおおつ苑	大津町大代 473	684-3788
吉永	徳島県立鳴門渦潮高等学校 (本館4階：介護実習室、至誠館2階：生徒宿泊室)	大津町吉永 595	686-4577
板東	徳島県立徳島学院	大麻町板東字広塚 35	689-1121
桧	特別養護老人ホームおおあさ苑	大麻町桧字東山田 57-10	689-3788

資料(3)： 災害対策本部・各支部一覧

支部名	支部設置場所	住所	連絡先
本部	市消防本部3階会議室	撫養町南浜字東浜 170	684-1330
木津	木津元村集会所	撫養町木津 1123-2	—
中央	市民会館	撫養町南浜字東浜 170	—
黒崎	黒崎集会所	撫養町黒崎字清水 52-1	—
桑島	鳴門市立図書館	撫養町大桑島字蛭子山 11	685-0255
川東	川東公民館	撫養町立岩字内田 63-2	685-0923
里浦	里浦公民館	里浦町里浦字花面 535-2	685-2275
鳴門東	(新) 鳴門東地区 コミュニティセンター	鳴門町土佐泊浦字高砂 65-3	—
鳴門西	鳴門西公民館	鳴門町高島字北 86	687-1528
瀬戸	瀬戸公民館	瀬戸町堂浦字地廻り壱 86-4	688-0485
大津	大津中央公民館	大津町大代 679-2	686-5569
北灘	旧北灘中学校	北灘町大浦字東浦 75	682-0012
堀江	堀江公民館	大麻町大谷字道の上 24	689-0040
板東	板東公民館	大麻町板東字宝蔵 103-1	689-3360

様式(1)：避難者受付簿

避難所名 \_\_\_\_\_

避難者受付簿

番号	入所日	氏名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

様式(2)：避難所状況報告書

避難所状況報告書（第 報）

避難所名				
開設日時	月	日	時	分
報告日時	月	日	時	分
報告書	氏名：		(支部職員・運営委員会)	

【支部報告先】 FAX： \_\_\_\_\_ TEL： \_\_\_\_\_

【 // 受信者名】 \_\_\_\_\_

第2報以降、情報の更新がない場合は右の欄にチェックを入れてください ⇒

避難所 受信手段	・FAX： _____	・TEL： _____		
	・伝令	・その他 ( _____ )		
避難所利用世帯数	約 _____ 世帯	避難所利用人数	約 _____ 人	
避難所 施設	安全確認	・実施 (結果： _____ )	・未実施	
	危険箇所	・あり (詳細： _____ )	・なし	
周辺状況 (分かる範囲)	人命救助	・不要	・必要 (約 _____ 人)	・不明
	延焼	・なし	・延焼中 (約 _____ 件)	・大火の危険
	建物倒壊	・ほとんどなし	・あり (約 _____ 件)	・不明
	道路状況	・通行可	・通行に支障あり	・通行不可
	ライフライン	・断水	・停電	・電話不通
	土砂災害・水害	・土砂災害あり ( _____ )		・水害あり ( _____ )
緊急を要する事項 (具体的に個条書き)				
参集した自主防災会、自治会、町内会等				
参集した支部職員、施設職員等				

■ 避難所の状況を本様式で支部へ報告します。分かるものだけ記入してください。

様式(3)：運営委員会名簿

運営委員会名簿

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 現在

〈〈執行部〉〉

役職	氏名	備考
会長		
副会長		
その他		

〈活動班 班長〉

班名	氏名	備考	該当ページ
総務班			P 28～
情報広報班			P 33～
施設管理班			P 36～
食料・物資班			P 42～
救護班			P 49～
衛生班			P 51～

〈その他、運営会議の参加者〉

役職等	氏名	役職等	氏名

様式(4)：郵便物・宅配便受取簿

郵便物・宅配便受取簿

No. \_\_\_\_\_

避難所名 \_\_\_\_\_

	受付月日	宛名	差出人	郵便物等の種類	受取月日	受取人
1	月 日			葉書・封書・小包・その他 ( )	月 日	
2	月 日			葉書・封書・小包・その他 ( )	月 日	
3	月 日			葉書・封書・小包・その他 ( )	月 日	
4	月 日			葉書・封書・小包・その他 ( )	月 日	
5	月 日			葉書・封書・小包・その他 ( )	月 日	
6	月 日			葉書・封書・小包・その他 ( )	月 日	
7	月 日			葉書・封書・小包・その他 ( )	月 日	
8	月 日			葉書・封書・小包・その他 ( )	月 日	
9	月 日			葉書・封書・小包・その他 ( )	月 日	
10	月 日			葉書・封書・小包・その他 ( )	月 日	
11	月 日			葉書・封書・小包・その他 ( )	月 日	
12	月 日			葉書・封書・小包・その他 ( )	月 日	
13	月 日			葉書・封書・小包・その他 ( )	月 日	
14	月 日			葉書・封書・小包・その他 ( )	月 日	
15	月 日			葉書・封書・小包・その他 ( )	月 日	

- 総務班の担当者は、「受付月日」～「郵便物等の種類」欄に記入します。
- 受取りの際は、「受取月日」と「受取人」欄に記入してもらいます。
- 本人に直接渡す必要がある郵便物等の場合は、本人に受け取りに来てもらい、「受取日」と「受取人」欄に記入してもらいます。

様式(5)：避難所運営記録簿

避難所運営記録簿

避難所名 \_\_\_\_\_

年 月 日 ( ) 天気：		記入者：
避難者数	新規入所者数	退所者数
世帯 ( 人)	世帯 ( 人)	世帯 ( 人)
<b>運営会議内容</b>		
班名	連絡事項	
総務班		
情報広報班		
施設管理班		
食料・物資班		
救護班		
衛生班		
【会議での検討事項】		
【行政からの伝達事項】		
【避難所内の主な出来事】		

様式(6)：ボランティア受付簿

避難所ボランティア受付簿

No	氏 名	性別	本日の活動等
1		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	(活動期間・内容)
2		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	(活動期間・内容)
3		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	(活動期間・内容)
4		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	(活動期間・内容)
5		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	(活動期間・内容)
6		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	(活動期間・内容)
7		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	(活動期間・内容)
8		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	(活動期間・内容)
9		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	(活動期間・内容)
10		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	(活動期間・内容)

■ ボランティア活動時の注意事項等をよくお読みください。

様式(7)：マスコミ用受付用紙

マスコミ用受付用紙

受付日時	年 月 日 ( ) 時 分	退所日時	年 月 日 ( ) 時 分
報道関係・代表者	氏名		
	所属		
	連絡先 (住所・電話番号)		
同行者	氏名	所属	
取材目的	※放送日、記事掲載などの予定日： 年 月 日 ( )		
避難所側付添者			
特記事項			
(名刺添付場所)			

■ お帰りの際にも必ず受付へお寄りください。

様式(8)：避難者名簿

避難者名簿（在宅・車中泊避難者含む）

避難所名

入所年月日	年 月 日	整理番号						
ふりがな 記入者氏名		自宅の 被害状況	居住の可否（可・否）					
			・全壊・半壊・一部損壊・被害なし ・断水・停電・ガス停止・電話不通					
住 所		車	色	車種	ナンバー			
		ペット	有（種類） 無					
電話番号			携帯番号					
緊急連絡先 （必ずご記入 ください）	氏名							
	住所							
	電話番号							
家族構成 （避難者のみ）	氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業 学校 等	寝泊りして いる場所 （避難所・自 宅・車等）	特記事項 （通院治療、服薬の 有無、各種障がい者 手帳の所持等）
		世帯主	男・女					
			男・女					
			男・女					
			男・女					
			男・女					
避難者名一覧の掲示・公開（氏名・性別・年齢）				同意する ・ 同意しない				
その他、特に申告する必要があること								

■ 内容に変更がある場合は、速やかに施設管理班に申し出て、修正してください。

《退所状況》

退所年月日	年 月 日							
退所後 連絡先	住所							
	電話番号		携帯番号					
	備考							

様式(9)：外泊届用紙

外泊届用紙

避難所名 \_\_\_\_\_

氏名		整理番号
外泊先	(住所)	(電話番号)
外泊期間	年 月 日 ~	年 月 日
同行者		
	計 名	
緊急連絡先	(電話番号)	

■ 外泊時は必ずこの用紙に記入し、施設管理班に渡してください。

様式(10)：食料・物資要請票

食料・物資要請票

No. \_\_\_\_\_

依頼日時	月	日	時	分
避難所名				
住 所				
担当者名	(支部職員・運営委員会)			
連絡先	TEL :	FAX :		

避難所記入欄				市(支部等)記入欄	
分類	品名	依頼数	備考	配送数	処理時刻・対応業者等
物資					
食料品・飲料					

出荷日時	月	日	時	分	避難所 受領者 サイン
配達者名 TEL (FAX)					
配達日時	月	日	時	分	





様式(13)：地域での確認事項

地域での確認事項－1 【地域名： \_\_\_\_\_】

<運営委員会（事前体制）>

役職	氏名	連絡先
会長		TEL：
副会長		TEL：
副会長		TEL：
その他	担当（ 班）	TEL：
	担当（ 班）	TEL：

<支部、避難所>

種類	施設名	連絡先
支部		TEL：
避難所①		TEL：
避難所②		TEL：
避難所③		TEL：

地域での確認事項－１【地域名： \_\_\_\_\_】

<避難所の概要>

施設		TEL :
施設管理者 (担当職員)		TEL :
		TEL :
支部職員		TEL :
		TEL :
		TEL :
		TEL :
鍵の管理者		TEL :
		TEL :
		TEL :
解錠・開門 安全確認 ※施設職員が いる場合	開錠・開門	
	安全確認	
解錠・開門 安全確認 ※施設職員が いない場合	開錠・開門	
	安全確認	
施設の利用 可能場所		
その他 特記事項		

## 鳴門市避難所運営マニュアル

---

平成 29 年 3 月

発行：鳴門市

住所：〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170

電話：088-684-1193

---

※本マニュアルは、陸前高田市のマニュアルを一部引用しています